

高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎スクールバス運行業務委託に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される業務委託契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

(受注者所有車両分に係る年間契約の取扱い)

第2条 受注者所有車両分については、一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（平成26年3月31日国自第628号自動車局旅客課長通知。以下「旅客課長通知」という。）4により、旅客課長通知による年間契約として取り扱うものとする。

2 旅客課長通知2(1)の(注1)の計算式は次のとおりとする。

(1) 日車時間運賃額＝時間当たり運賃（〇円）×（1日当たり走行時間（〇時間）＋2時間（点呼点検時間））

(2) 日車キロ運賃額＝キロ当たり運賃（〇円）×1日当たり走行距離（〇キロ）

(3) 年間運賃額＝日車時間運賃額＋日車キロ運賃額×365日×実働率（※）

※ 実働率＝平成26年3月31日付け国自旅第628号自動車局旅客課長通知に示す「年間契約」を用いる。実働率については、同通知別添の四国運輸局ブロックの平均実働率54.04%と、受注者の実績実働率（令和5年度の実績値に基づき令和6年4月以降に運輸局へ報告した値）との間の値（いずれか高い一方を上限值、他方を下限値とする。）との間の値を、年間運賃額の算出に用いる実働率として、受注者が、契約に係る見積徴収において、契約に係る見積内訳書に記載し、決定した率。

なお、年間運賃額の算出に用いる実働率については、原則として当初の決定した値を用いて契約することとするが、四国運輸局ブロックの平均実働率又は受注予定者の実績実働率（運送実施年度の前年度の実績値に基づく運輸局への報告値）の変更に伴い、当初決定した値がそれぞれの値の間の値とならなくなった場合は、当該変更時における四国運輸局ブロックの平均実働率と受注予定者の実績実働率（運送実施年度の前年度の実績値に基づく運輸局への報告値）の間の値のうち、当初決定した値に最も近い値を用いることとする。

3 旅客課長通知2(2)の稼働日数は、仕様書に定めるとおりとする。

(第3条第2項の変更)

第3条 この契約においては、第3条第2項の規定については、次のとおりとする。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、次に掲げる額の合計

金額の10分の1以上としなければならない。

(1) 受注者所有車両分の欄に掲げる当該年度分の契約金額

(2) 発注者所有車両分の欄に掲げる単価に年間210日に乗じて得た金額の合計
(貸与品等)

第4条 業務に使用する発注者所有車両及びその附属品に係るこの契約の規定(第11条第1項及び第2項を除く。)の適用については、当該車両及びその附属品を貸与品等とみなす。

(一般的損害及び第三者に及ぼした損害に係る負担の例外)

第5条 この契約においては、第19条又は第20条第1項の規定により受注者が負担すべき費用又は賠償額のうち、受注者が発注者の所有に係る車両を使用している間に係るものについて、発注者が加入している保険により補填されたときは、その補填の範囲内において、受注者は、その負担を免れる。ただし、発注者と当該保険者との間の契約により受注者が負担すべきものとされた場合は、この限りでない。

(事故の報告)

第6条 受注者は、業務中に事故が発生したときは、臨機の処置を取るとともに、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

(各月の支払金額)

第7条 委託料の各月の支払金額については、次のとおりとする。

(1) 受注者所有車両分

各年分の支払金額＝(契約金額から消費税及び地方消費税を除いた額)÷5年×
1.1

各月分の支払金額＝各年分の支払金額÷12月

ただし、各月分の支払金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計金額は、3月分に含めるものとする。

(2) 発注者所有車両分

当月分の支払金額＝契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)×各月の実働日
数